

答申第212号（諮問第208号）

「平成29年〇〇月〇〇日（〇）群馬県庁舎内において

- ① 当会と介護高齢課職員との会話を隣のブースで傍受し、その内容を無線で通信していたが、その通信の相手先の分かる情報。
- ② ①の会話を傍受する理由が分かる情報。
- ⑥ 当会の相談に対応していた介護高齢課職員は、隣のブースで無線傍受されることを知っていたのか、あるいは知らなかったのかが分かる情報。」

の公文書の存否を明らかにしない決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第二部会

第1 審査会の結論

群馬県知事が行った決定は妥当であり、取り消す必要はない。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成29年7月31日付けで、「平成29年〇〇月〇〇日（〇）群馬県庁舎内において

① 当会と介護高齢課職員との会話を隣のブースで傍受し、その内容を無線で通信していたが、その通信の相手先の分かる情報。

② ①の会話を傍受する理由が分かる情報。

⑥ 当会の相談に対応していた介護高齢課職員は、隣のブースで無線傍受されることを知っていたのか、あるいは知らなかったのかが分かる情報。」

の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 開示決定期間の延長

実施機関は、平成29年8月18日、本件請求に対して開示決定等の期間を延長し、その理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（延長の理由）

開示請求の対象となっている文書に関して、開示・非開示の審査が困難であり、開示決定等に係る事務に時間を要するため。

3 実施機関の決定

実施機関は、平成29年9月4日に、本件請求に係る公文書について、公文書の存否を明らかにしない決定（以下「本件処分」という。）を行い、理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（公文書の存否を明らかにしない理由）

条例第17条該当

業務の性質により、請求対象となる文書が存在しているか否かを答えることで、来庁者に関する個人の権利利益を害するおそれ（条例第14条第2号）、公共の安全と秩序維持に支障を及ぼすおそれ（同条第4号）、県行政の業務執行に支障をきたすおそれ（同条第5号）、業務遂行に支障を及ぼすおそれ（同条第6号）があるため。

4 審査請求

請求人は、実施機関に対し、本件処分を不服として平成29年9月11日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

5 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成29年10月20日付けで弁明書を作成し、その副本を請求人に送付した。

6 諮問

実施機関は条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して平成29年12月25日、本件審査請求事案（以下「本件事案」という。）の諮問を行った。

第3 争点（本件請求に係る公文書の存否を明らかにしない決定について）

公文書の存否を明らかにしない理由が、条例第14条各号に該当するか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 請求人の主張要旨

(1) 隣の会議ブースで密かに請求人の個人情報の相談についての盗聴・無線傍受や状況の観察を行うこと自体、請求人のプライバシーを侵害するものであり、訪庁した請求人に関する個人の権利利益を損なうものである。これに関しては、群馬県知事が存否を明らかにしない理由として挙げた個人情報保護には当たらない。そもそも、ここでいう「個人情報」とは、正に「請求人本人の情報」であり、「訪庁に関する請求人の権利利益」及び「相談に関する請求人の権利利益」であり、隣のブースで傍受した時点で請求人の権利利益を害しているのである。

むしろ、当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であることから、群馬県知事は相談に関する請求人の権利利益を害した行為について請求人に謝罪すると同時に、これ以上、請求人の個人情報が流出しないためにも、積極的に請求人本人には開示しなければならない。

(2) 請求人の相談に対応していた介護高齢課職員は、隣のブースで無線傍受されることを知っていたのか、あるいは知らなかったのかの情報についても公文書の存否を明らかにしない決定処分としているが、おそらく介護高齢課職員が何者かに盗聴を業務委託したものと思料できる。なぜなら請求人に訪庁日時を指定したのは介護高齢課職員だからである。

この観点からすると介護高齢課にとって、〇〇市長の財源流用に関する報告と対策の相談のために訪朝した請求者の話をなぜ、何者かに盗聴傍受させ監視させることが当該業務の遂行にどのような支障を及ぼすと考えたのか、盗聴無線傍受された申請人本人に、盗聴無線傍受チームの正体とその傍受先を明らかにする必要がある。

(3) 請求人は、介護保険法に関する〇〇市長の財源流用と、その対策について相談しようとして事前に面談日時を指定され訪庁した際に、群馬県知事が請求人の行為を何者かに密かに見張らせていた。こうした背景から群馬県知事は、請求人の相談は、犯罪の予防に必要な措置と考えているのであれば失当である。なぜなら請求人には何ら犯罪行為を行う意図はなく、むしろ、〇〇市長の違法行為の

報告と対応策の相談に訪庁しただけだからだ。群馬県知事が、本件情報開示により、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるというのであれば、その具体的な根拠を示さなくてはならない。

- (4) 以上のとおり、請求人は〇〇市長の違法行為の報告と対応策の相談に訪庁した際に、プライバシーを侵害され、盗聴無線で個人情報を傍受されなければならないのか、そして本件情報がなぜ存否応答拒否となるのか、請求人個人のプライバシー保護よりも、事務事業情報保護がなぜ優先されなければならないのか、など、行政と請求人の相互信頼の観点から、群馬県知事は、請求人に対して分かりやすく説明しなければならない。

2 実施機関の主張要旨

- (1) 本件請求は、特定日に群馬県庁舎内において、〇〇会の会員と介護高齢課職員が会話をしていた際、隣のブースにいた職員が、会話内容を傍受し無線で通信する等、一般県民に対するものとは異なる特殊な対応をしていたことを前提としている。すなわち、当日介護高齢課において、何らかの違法又は不当な行為のおそれがあるとして、当該行為に備えた業務が行われていたことを前提としている。本件対象公文書の存否を明らかにすることは、本件請求により前提とされた事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果となる。
- (2) 本件存否情報に係る業務は、群馬県行政対象暴力対策要綱に規定しているとおりに「あらゆる行政対象暴力及びこれに準ずる行為に対し、統一的な対応等を定めることにより、行政対象暴力等に適切に対処するとともに、県民及び職員の安全と本件施策等の円滑かつ適正な遂行を確保」することを目的としている。
- 本件存否情報を明らかにすることは、特定の個人がクレームを付けた若しくは行政対象暴力行為を行ったのではないかとの憶測を呼び、当該個人に対する信用や社会的評価を低下させることが予想される等当該個人の名誉や正当な権利を害するおそれがあるため条例第14条第2号に該当すると認められる。
- (3) 本件存否情報に係る業務内容は各事案ごとに様々であり、庁舎内における安全な環境の確保及び来庁者や職員が抱く不安感を抑制する事態に対処する機会も少なくないことから、本件存否情報を明らかにすることで、業務の対応状況が推測されることとなり、公共の安全と秩序を維持するための諸活動が阻害される可能性があることから、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることに相当の理由があるため、条例第14条第4号に該当すると認められる。
- (4) 本件存否情報に係る業務においては、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報等様々な情報を分析して対応を決定していくものであり、本件存否情報を明らかにすることで、業務の対応状況が推測されることとなり、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、条例第14条第5号に該当すると認められる。
- (5) 本件存否情報を明らかにすることで、業務の対応状況が推測されることとなり、それに対する法令違反行為または法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したりする可能性があることから、当該業務の適正な遂行に支障が生じるお

それがあつたため、条例第14条第6号に該当すると認められる。

第5 審査会の判断

本件請求に対し、実施機関は本件請求に係る公文書の存否を答えるだけで、条例第14条各号の非開示情報を開示することとなるとして、条例第17条の規定に基づきその存否を明らかにせずに関示請求を拒否する原処分を行った。これに対し請求人は、原処分を不服とし、その取消しを求めることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

1 争点（条例第14条第6号該当性について）

- (1) 本件請求の内容は、特定の個人である請求人とその同行者が特定日に介護高齢課を訪れた際に、会話の内容を別の職員が隣のブースで傍受し無線で通信していたことが前提となっており、本件請求に係る公文書の存否を答えることは、特定の個人である請求人とその同行者と介護高齢課職員との会話の内容を別の職員が隣のブースで傍受していたのかどうかという事実の有無に係る情報を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。
- (2) 当該情報を開示することにより、一般県民に対するものとは異なる特殊な対応、すなわち、来庁者が何らかの違法又は不当な行為を行うおそれがあるとして当該行為に備える業務が、どのような人物を対象にどのような場合に行われているかが推測されることになるうえ、当該業務を行う際に、どのような者が対応し、どのような調査手法を採用し、どのような機器を使用するのかなどの対応能力が推測されることとなり、当該業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第14条第6号に該当すると認められる。
- (3) したがって、本件請求に係る公文書の存否を答えることは、条例第14条第6号の非開示情報を開示することとなるため、条例第17条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは、妥当である。

2 本件処分の妥当性について

以上のことから、本件請求に係る公文書は、その存否を答えるだけで、条例第14条第6号で定める非開示情報である本件存否情報が明らかになると認められるので、同条の他の号への該当性について判断するまでもなく、実施機関が行った決定は妥当であると判断した。

3 結論

以上より、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

また、請求人はその他種々主張するが、本答申の結論を左右するものではない。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成29年12月25日	諮問
平成30年 1月30日 (第66回 第二部会)	審議 (本件事案の概要説明)
平成30年 2月19日 (第67回 第二部会)	審議 (実施機関の口頭説明)
平成30年 3月15日 (第68回 第二部会)	審議
平成30年 5月25日 (第69回 第二部会)	審議
平成30年10月10日 (第72回 第二部会)	審議
平成30年12月28日	答申